

特定不妊治療を受けた方に費用の一部を助成します

市は、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた夫婦に治療費の一部を助成しています。
対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、次のすべてに該当する方
栃木県が実施している「特定不妊治療費助成金」の交付決定を受けた方（平成19年4月1日以降）
下野市に1年以上住所を有する方
市税を滞納していない方

助成の内容
治療1回につき上限額10万円まで、1年度あたり2回までとし、通算5年まで助成します。

必要書類

申請書（夫妻それぞれの印鑑）

栃木県特定不妊治療費助成金交付決定通知書

治療に係る領収書

申請期限

県助成金の交付決定日の翌年度末日

申請・問い合わせ先

健康増進課（下野市下古山1220番地 きらら館内）

☎52) 1116



参考

『栃木県特定不妊治療費助成事業』

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）が必要であると医師に診断され、指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
栃木県内に居住している方

夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である方
治療1回につき上限額10万円まで、1年度あたり2回までとし、通算5年まで助成

【問い合わせ先】

県南健康福祉センター 健康福祉課

〒323 0811 小山市犬塚3 1 1

☎22) 0488

「こころの健康相談」開催のお知らせ

ストレス社会と言われる現代社会では、「こころの健康」が大きな社会問題としてクローズアップされています。

心の病気といっても、「こころの力ぜ」と言われる「うつ病」等いろいろありますが、「眠れない、食欲が落ちた、体や頭が重い」など、誰にも相談できずにつらい思いをしている方はいませんか？

また、精神疾患によるつらさ・悩みを抱え込んでしまっているご本人・ご家族の方はいませんか？

市では、精神科医が対応する「こころの健康相談」を実施します。相談することで、今のつらさが少しでも軽くなればと思います。ぜひ、ご利用ください。

相談日（平成20年度の日程）

平成20年4月9日、5月14日、6月11日、7月9日

8月20日、9月10日、10月8日、11月12日、12月10日

平成21年1月14日、2月18日、3月11日

午後1時30分～3時30分（月1回開催予定）

場所 保健福祉センターきらら館

相談員 精神科医

料金 無料です

予約制となりますので、事前にご連絡をお願いします。

申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障害福祉グループ

☎52) 1112

